

忠岡町省エネ製品買替え促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー価格高騰の影響を受ける住民生活への支援及び温室効果ガスの排出量削減を目的に、一定の基準を満たす省エネ製品への買替えを行う住民に対し、予算の範囲内において、忠岡町省エネ製品買替え促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネ製品 経済産業省資源エネルギー庁が発行している省エネ性能カタログ（製品の購入時点で最新のものをいう。以下「カタログ」という。）において、省エネ基準達成率100%以上のエアコンディショナー（以下「エアコン」という。）、電気冷蔵庫、照明器具及び電球をいう。
- (2) 買替え 自らが居住する町内の住宅（店舗付き住宅を含む。以下同じ。）に現に設置しているエアコン若しくは電気冷蔵庫又は照明器具及び電球（照明器具のみ若しくは電球のみの場合も含む。以下同じ。）（以下「家電製品」という。）を処分し、同一箇所に新品のものを購入して設置することをいう（リース及びレンタルを除く。）。
- (3) 処分 既存の家電製品について、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、適切な処分を行うことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する世帯主とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本町が備える住民基本台帳に記録されている住所に現に居住していること。
- (2) 町税を滞納していないこと。
- (3) 補助金に関するアンケート調査等に協力すること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 補助対象者が令和8年4月1日から同年9月30日までの間に行う省エネ製品の買替えであること。
- (2) 平成28年3月31日以前に製造されたエアコン若しくは電気冷蔵庫の買替えであること又は自らが居住する町内の住宅において固定して使用する照明器具及び電球について、非LEDのものからLEDのものへの買替えであること。
- (3) 購入に要する費用が1万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の買替えであること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

ただし、省エネ製品の設置費、既存製品の処分費その他費用については、補助金の対象外とする。

(1) エアコン又は電気冷蔵庫 3万円を上限とし、購入に要した費用（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の2分の1の額

(2) 照明器具及び電球 2万円を上限とし、購入に要した費用の2分の1の額。

ただし、電球のみの買替えにあつては、1万円を上限とする。

2 この要綱によらない他の団体及び事業により交付された補助金その他これに類するものの交付を受けて、購入に要した費用の全部又は一部に充当した場合は、当該充当額は補助金の対象外とし、購入に要した費用に含めない。

3 補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

（補助金の交付の申請及び請求）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、忠岡町省エネ製品買替え促進補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に別表1に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の方法に代えてL o G oフォームにより交付の申請及び請求を行うことができる。

3 前2項において、申請者、口座名義人及び省エネ製品の購入者は同一の者でなければならない。

4 交付の申請は、令和8年4月1日から同年9月30日までの間に行わなければならない。

5 交付の申請は、エアコン又は電気冷蔵庫につき1回限り、照明器具及び電球につき1回限りとする。

6 交付の申請は、申請の内容に不備のないものから先着順に受け付けるものとする。

（交付の決定等）

第7条 町長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付の可否について決定を行うものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、忠岡町省エネ製品買替え促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

3 町長は、第1項の審査の結果、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、申請者に対し、その理由を付して忠岡町省エネ製品買替え促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

4 前2項の規定による通知は、電子データを送信する方法により行うことができる。

（補助金の交付）

第8条 町長は、前条第2項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、補助金を交付する。

2 補助金の交付は、金融機関口座への振込みにより交付する。

（交付の決定の取消等）

第9条 町長は、第7条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下

「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を交付された日から6年以内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は自らの利益のために売却したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずることができる。

2 交付決定者は、前項の規定による返還の命令を受けたときは、期限内に当該補助金を町長に返還しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

<p>エアコン又は 電気冷蔵庫</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 既存製品の購入年月又は製造年月が分かる書類 (2) 既存製品の設置状態を示すカラー写真 (3) 既存製品を処分したことがわかる書類（家電リサイクル券排出者控え等）の写し (4) 領収書の写し又は支払が確認できる書類 (5) 購入製品のカタログ又は保証書の写し (6) 購入製品の設置状態を示すカラー写真
<p>照明器具及び電球</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 既存製品（非LED）の設置状態を示すカラー写真 (2) 領収書の写し又は支払が確認できる書類 (3) 購入製品のカタログ又は保証書の写し (4) 購入製品（LED）の設置状態を示すカラー写真

様式第1号（第6条関係）

提出日 年 月 日

忠岡町長 あて

(〒 -)

申請者 住所 泉北郡忠岡町
氏名
連絡先 ()
Mail

忠岡町省エネ製品買替え促進補助金交付申請書兼請求書

忠岡町省エネ製品買替え促進補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。また、申請の内容は同要綱の規定を遵守したものであることを誓約するとともに、申請にあたり、私（同一世帯の者を含む。）の住民基本台帳情報及び町税の納付状況を町職員が確認することに同意します。

また、交付の決定を受けた場合には、当該交付の決定の日を請求日とし、交付の決定金額について下記のとおり請求します。

補助金申請額（請求額） （千円未満切捨て）	万	千	百	十	一	円
--------------------------	---	---	---	---	---	---

振込先 金融機関名	銀行（下記から選択）						
	<input type="checkbox"/> a u じぶん <input type="checkbox"/> イオン <input type="checkbox"/> 池田泉州 <input type="checkbox"/> 関西みらい <input type="checkbox"/> 紀陽 <input type="checkbox"/> 住信 S B I <input type="checkbox"/> ソニー <input type="checkbox"/> みずほ <input type="checkbox"/> 三井住友 <input type="checkbox"/> 三菱 U F J <input type="checkbox"/> ゆうちょ <input type="checkbox"/> 楽天 <input type="checkbox"/> りそな <input type="checkbox"/> その他（記入：)						
	他の金融機関（下記から選択）						
	<input type="checkbox"/> いずみの農協（J A いずみの） <input type="checkbox"/> 近畿労金 <input type="checkbox"/> 大阪信金 <input type="checkbox"/> その他（記入：)						
支店名							<input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> 本店営業部
預金種別 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号 (右詰め)						
フリガナ							
口座名義人 (申請者と同じ)							

(裏面へ続く。)

□エアコン	製造メーカー	
	品名・型番	
	購入・設置年月日	年 月 日
	補助金の額(A) <small>(消費税及び地方消費税を含む。)</small>	円
□電気冷蔵庫	製造メーカー	
	品名・型番	
	購入・設置年月日	年 月 日
	補助金の額(B) <small>(消費税及び地方消費税を含む。)</small>	円
□照明器具及び電球	製造メーカー	
	品名・型番	
	購入・設置年月日	年 月 日
	補助金の額(C) <small>(消費税及び地方消費税を含む。)</small>	円
補助金の額合計 (A又はB+C)	※様式第1号の「補助金申請額」に転記	円

(A) = 購入に要した費用 ÷ 2 (千円未満切捨て) ※ただし、上限30,000円

(B) = 購入に要した費用 ÷ 2 (千円未満切捨て) ※ただし、上限30,000円

(C) = 購入に要した費用 ÷ 2 (千円未満切捨て) ※ただし、上限20,000円 (電球のみの申請の場合は上限10,000円)

○添付書類 (□ に✓)

エアコン又は 電気冷蔵庫	<input type="checkbox"/> 既存製品の購入年月又は製造年月が分かる書類 <input type="checkbox"/> 既存製品の設置状態を示すカラー写真 <input type="checkbox"/> 既存製品を処分したことがわかる書類 (家電リサイクル券 排出者控え等) の写し <input type="checkbox"/> 領収書の写し又は支払が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 購入製品のカタログ又は保証書の写し <input type="checkbox"/> 購入製品の設置状態を示すカラー写真
照明器具及び電球	<input type="checkbox"/> 既存製品 (非LED) の設置状態を示すカラー写真 <input type="checkbox"/> 領収書の写し又は支払が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 購入製品のカタログ又は保証書の写し <input type="checkbox"/> 購入製品 (LED) の設置状態を示すカラー写真

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

忠岡町長

忠岡町省エネ製品買替え促進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました忠岡町省エネ製品買替え促進補助金の交付について、忠岡町省エネ製品買替え促進補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

交付決定額 金 円

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

忠岡町長

忠岡町省エネ製品買替え促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました忠岡町省エネ製品買替え促進補助金の交付について、忠岡町省エネ製品買替え促進補助金交付要綱第7条第3項の規定に基づき、次の理由により不交付と決定しましたので通知します。

（不交付理由）